



交 監 第 6 9 号
平成 2 9 年 9 月 1 日

請求代表者 XXXXXXXXXX 様

交野市監査委員 小 串 弘 明

交野市監査委員 前 波 艶 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成 2 9 年 7 月 1 2 日付けで、請求人から提出された、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

交野市職員措置請求に係る監査結果

1 請求の内容

別紙1記載のとおり

2 請求書の受理

(1) 請求の受付

ア 請求人10名

代表請求人

住所

職業

氏名

イ 相手方

交野市長

ウ 請求書の提出日

平成29年7月12日

(2) 要件審査

本件請求については、平成29年7月12日に收受し、一部について補正を求め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の規定に基づく要件を具備しているものと認め、平成29年8月3日付けで受理した。

3 請求の概要

請求人提出の交野市職員措置（住民監査）請求書による主張の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 本件請求に係る平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度の市の支出の合計122,017,000円は自治体の行う技術的支援の範囲を越えており、土地区画整理業務に要する費用に当たり違法な支出である。

イ 本件請求に係る平成28年8月から平成29年7月までに使用した星田コミュニティセンターの使用料23,300円は交野市から準備組合、一部有志団体への無償供与及び便宜供与であり違法である。

ウ 星田駅北準備組合に対する不明な公金100,000円の支出は、一部有志団体への便宜供与に当たり違法である。

(2) 措置請求

請求の要旨ア及びウに係る支出は公金の不当な支出であるため市長に弁済を求め、イの使用料の支払いについては、星田北・高田土地区画整理準備組合及び星田駅北土地区画整理準備組合に対し、市長が請求することを求める。

4 監査対象部局

都市計画部 第二京阪道路沿道まちづくり推進室
市民部 星田出張所

5 監査の実施

(1) 関係職員の陳述等

ア 提出書類等

平成29年8月7日付で都市計画部から反論書、同部及び星田出張所から監査に必要な関係書類の提出を受けた。

イ 監査対象部局からの事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成29年8月8日に、関係職員から聴取を行い、監査の判断の参考とした。

ウ 関係職員

都市計画部長、都市計画部付部長、都市計画部次長兼第二京阪道路沿道まちづくり推進室長、市民部次長兼星田出張所長

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

ア 証拠の提出等

平成29年7月12日、7月26日及び8月16日に関係書類の提出を受けた。

イ 請求人の陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年8月16日に追加証拠の提出及び陳述の機会を付与し補足説明を受けた。

ウ 陳述人

請求人代表者1名及び請求人1名の計2名

6 監査対象事項

- (1) 市が星田北・高田土地区画整理準備組合及び星田駅北土地区画整理準備組合（それぞれ前身組織を含む。以下「両準備組合」という。）に対して、技術的援助として、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度に支出した合計122,017,000円は、土地区画整理法第7

5条に定められている自治体の技術的援助の範囲を超えた違法な支出であるか。また、同法第118条に定められている土地区画整理事業に要する費用として違法な支出であるか。

(2) 平成28年8月から平成29年7月までに両準備組合主催の説明会及び総会で使用した星田コミュニティーセンターの使用料23,300円は両準備組合から支払われているか否か。また支払われていない場合、これは市から両準備組合への便宜供与であり違法であるか。

(3) 市から星田駅北土地区画整理準備組合に対しての100,000円の支出は、一部有志団体（請求人は地権者のうち開発事業に賛成する者と捉えている。）への便宜供与に当たり違法な支出であるか。

7 監査結果

(1) 事実の確認

ア 土地区画整理事業の経緯について

市が進める星田北及び星田駅北地区におけるまちづくりは、第二京阪道路の供用開始に伴い、国、府及び沿道五市において策定された「第二京阪沿道まちづくり方針」、大阪府の「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、市の「都市計画マスタープラン」において、第二京阪道路沿道の整備効果を活かした産業等の企業立地等を目指したまちづくりを推進するために地権者とともに取組んできている重要な施策である。

その経過として、市は星田北地区及び星田駅北地区におけるまちづくり事業として平成20年に星田北地区まちづくり協議会、平成22年に星田駅北地区の将来を考える会を立ち上げ、会員の意向調査や総会等を経て、それぞれ平成27年、平成28年に土地区画整理準備組合を設立した。両準備組合において一括業務代行予定者を選定後、星田北地区は平成29年6月25日、星田駅北地区は平成29年7月1日にそれぞれの総会にて事務局変更等の規約改正の議案を提出し承認され、それまで市が担っていた事務局の役割を一括業務代行予定者へ移行したことが議事録で確認された。

両準備組合と一括業務代行予定者が協定書を締結するまで、市はまちづくり事業として国補助金を活用し、都市計画決定に向けた調整及び調査や図書の作成等を事業者等に業務委託等を行い、一括業務代行予定者が選定された段階で調査、検討結果等を提示している。

イ 土地区画整理事業の施行者について

土地区画整理法第14条の規定では、土地区画整理組合を設立しようとする者は、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならないとされている。また、土地区画整理法第118条の規定では、施行者が実施する土地区画整理に要する費用は、

施行者負担を原則とされている。土地区画整理組合設立の認可を受けて初めて事業が開始され、費用が発生するものであるため、府の認可を受けていない現在では市も両準備組合も施行者ではない。

ウ 技術的援助の範囲について

土地区画整理法第75条に基づき市が行う技術的援助については申請、許可、決定通知が必ずしも必要ではなく、援助の範囲についても法令等に具体的に規定されたものはない。しかし、平成20年に星田北地区まちづくり協議会から市長に対して技術的援助申請が書面により提出され、その後同協議会が星田北・高田土地区画整理準備組合に移行した後の平成27年にも同準備組合から提出された。また、平成22年に星田駅北地区の将来を考える会からも同様に技術的援助申請が書面により提出されている。市からは平成27年に、星田北・高田土地区画整理準備組合に決定通知が書面により出されている。市は両準備組合に対して、第二京阪道路沿道まちづくり推進室（前身の担当部を含む。）の所管事務として職員の援助事務や必要な調査研究等を行ったものである。

エ 星田コミュニティーセンターの使用料負担について

星田コミュニティーセンターの使用については、交野市立星田コミュニティーセンター条例施行規則第4条及び第6条に基づき、使用許可申請書及び使用許可書がそれぞれ市から提出されており、使用料の免除については、交野市立星田コミュニティーセンター使用料免除取扱要綱に基づき、使用料減免依頼書が市から提出され使用料は免除となっている。

市は第二京阪道路沿道における土地区画整理事業の企画、立案、調整及び実施に関する業務の一環として両準備組合の事務局を担っており、その説明会及び総会として部屋を使用したものである。

オ 星田駅北土地区画整理準備組合に対する不明な公金支出について

星田駅北土地区画整理準備組合への100,000円の支出については、第二京阪道路沿道まちづくり協議会運営補助金交付要綱に基づき、市が星田駅北地区の将来を考える会（星田駅北土地区画整理準備組合の前身）の申請に対して支出し、地権者の同意を得て同会から準備組合へ移行したことに伴い、この補助金も繰越金として継承していることが、平成28年9月10日開催の星田駅北地区の将来を考える会第6回総会の議事録により認められた。

(2) 判断

本件請求人の主張の一点目は、本件請求に係る平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度の市の支出の合計122,017,000円は自治体の行う技術的援助の範囲を越えており、土地区画整理事業に要する費用に当たり違法な支出であるとしている。

まず、請求人が指摘する財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年が経過して本請求がなされたことが明らかである（地方自治法第242条第2項本文）が、請求人は正当な理由があると述べている（同項ただし書）。そのため、本件請求が1年を経過したことについて正当な理由があるかについて検討した。

正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求ができる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであると解される（平成14年9月12日最高裁判所判決、平成10年（行ツ）第69号）。更に、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、その頃には住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができると解される（平成19年2月14日東京高等裁判所判決、平成18年（行コ）第188号）。

これを本件についてみると、市においては平成10年に交野市情報公開条例が施行されており、請求人が指摘する財務会計上の行為については当該行為の翌日には公開請求により知ることができると置かれていたことが認められる。各年度の決算額については情報公開コーナーにおいて閲覧が可能であるため、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度の支出についても、それぞれの年度において情報公開請求をすることで、住民であればいつでも相当な注意力をもって調査すれば客観的に支出の存在を知ることができると置かれた状態にあった。

しかし、本請求は当該財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた時から1年を徒過して提起されたものであって、到底その支出は相当の期間内になされた監査請求であるとはいえない。

したがって、本請求の平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度の支出については正当な理由なく監査請求期間を徒過した不適法なものであり、監査対象とは認められない。

ただし、監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算すべき（平成14年7月16日最高裁判決、平成11年（行ヒ）第131号）とのことから、請求人が専ら技術的援助の範囲を超えての支出金額に違法性を主張し、市長に弁済を求めているため、請求の起算点を支出日と定め、平成28年度の支出において、本請求がなされた日から1年前の平成28年7月13日以降の支出については監査請求期間内であり、適法な監査請求と認めるので監査を行った。

市が行った技術的援助については、市が都市計画マスタープランに基づき、第二京阪道路沿線の有用性を活かしたまちづくりを行うために、土地区画整理事業を念頭にして地権者を支援するための市の事業経費の一環であるため便宜供与には当たらない。事業を進めるにあたり、市が一般会計から支出した金額については、予算については地方自治法第211条の規定により市議会の議決、決算に

については同法第233条の規定により市議会の認定を得ており、公益性、公共性を有すると認められていることから、市の事業として実施したことについては問題がない。

請求人の主張の二点目は、平成28年8月から平成29年7月までに使用した星田コミュニティーセンターの使用料23,300円を両準備組合が支払っていない現状は、市から準備組合、一部有志団体への無償供与及び便宜供与であり違法であるとのことである。しかし、星田コミュニティーセンターの部屋の使用は、両準備組合の説明会及び総会に使用したものであるが、これは市の所掌事務である「第二京阪道路沿道における土地区画整理事業の企画、立案、調整及び実施に関する業務」の一事務として実施している。また、星田コミュニティーセンターの使用時には、両準備組合の事務局は市であることから、使用許可申請書と使用料減免依頼書を提出し、それぞれ許可を得ており、請求人の指摘する無償供与及び便宜供与には当たらず、両準備組合が支払うものではない。

請求人の主張の三点目は、星田駅北土地区画整理準備組合に対する市からの不明な公金支出は違法であるとしている。しかし、この支出は平成22年度の支出である。すなわち財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を徒過してなされたことが明らかであり（地方自治法第242条第2項本文）、更に請求人は正当な理由を述べていないため、監査対象とは認められない。

8. 結論

請求人主張の一点目の支出中、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度の支出及び平成28年度における監査請求期間の始期から1年を徒過した支出については、正当な理由がないためこれを却下する。

また、平成28年度の支出のうち、監査請求期間内になされた支出については請求理由がないので、これを棄却する。

二点目の施設の使用料については、請求人の指摘する無償供与及び便宜供与には当たらないため、これを棄却する。

三点目の支出については、請求期間の1年を徒過して請求したことに正当な理由がないため、これを却下する。

9. 意見

本件に係る監査結果は以上のとおりであるが、監査委員として以下のとおり意見を述べておきたい。

本件対象は、「第二京阪沿道まちづくり方針」や「都市計画マスタープラン」において、道路、公園等の公共施設の整備改善、宅地の供給等計画的な市街地形成を図ることを目的としたものであり、市の重要施策として位置づけられている。

事業運営にあたっては、組合員である地権者総意での地域主体の事業推進が最善の目標であるが、本件請求のように地権者の理解が十分に得られていない部分もある。

市は事務事業を実施するにあたっては、住民への説明責任や事業の透明性が求められていることから、市の技術的援助や市及び施行者となる準備組合の役割、費用の負担について、できる限り明確にし、住民に十分な理解が得られるように努めていただくことを要望する。

2017年（平成29年）7月12日

交野市職員措置請求書

交野市に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

交野市星田北・高田地区では、2008年（平成20年）6月に「星田北地区まちづくり協議会」、2012年（平成24年）に「区画整理事業検討会」を設立し、2015年（平成27年）9月に「星田北・高田区画整理準備組合」を設立し、区画整理事業を目指している。

星田駅北地区では、2010年（平成22年）9月に「駅北地区の将来を考える会」を設立し、2016年（平成28年）9月に、「星田駅北区画整理準備組合」を設立し、同じく区画整理事業を目指している。

今年4月6日、26日、6月29日に決定された交野市公文書開示によると、この間、交野市はこれらの区画整理事業を肩代わりするために、「技術的支援」と称して、2012年度（平成24年）441万7千円、2013年度（平成25年）1500万1千円、2014年度（平成26年）4503万6千円、2015年度（平成27年）3676万3千円、2016年度（平成28年）2080万円の、合計1億2201万7千円を支出している。

これらの支出は、土地区画整理法で定められる自治体の「技術的支援」の範囲を越えており、一部有志団体への便宜供与に当たり、市費の無駄使いに当たる。ましてや交野市は、2015年度（平成27年）の総負債額約488億円で、市民の税金を1円たりとも無駄にすることはできない。土地区画整理法第四章第百十八条に「土地区画整理に要する費用は、施行者が負担する。」となっており、以上の支出は一部有志団体への便宜供与に当たり違法であるところ、この費用の弁済を交野市に求める。市費の支出の内、2012年度（平成24年）441万7千円から2015年度（平成27年）3676万3千円の合計金額1億120万余円が「技術的支援」の範囲を越えて「土地区画整理業務」としてなされたことは、2017年（平成29年）4月6日、26日、6月29日の公文書公開をもって知りえたものであり、交野市が言うところの「技術的支援」の範囲を越えていることをもって改めての監査請求を行うものである。

またこの間、地元の星田コミュニティーセンターを、両準備組合が主催する総会、説明会の場所として使用しており、この費用が両準備組合により支払われた形跡がないことは、市の施設の一部有志団体への便宜供与に当たり、この費用の支払いを両準備組合に請求することを求める。

また平成29年7月1日に行われた星田駅北土地区画整理準備組合総会において、「準備組合の収入はどこから得ているのか」の準備組合員の質問に対して、和久田泰弘理事長は「交野市から当初、10万円をいただき収入にあてた」と答弁した。これが事実なら、この金^金便付^付一部有志団体への便宜供与に当たり違法であるところ、この費用の弁済を交野市長に^兼兼める。号



第一 交野市の2012年度より2016年度支出の「星田北・星田駅北区画整理事業」予算は、土地区画整理法第四章第百十八条に定める「土地区画整理に要する費用」にあたり、違法な支出である。

2012年度441万7千円は区画整理業務委託（実態調査、区画整理設計、事業計画調査）に使われており、2013年度1500万1千円は区画整理業務委託（権利調査、現況測量）及び区画整理業務委託（駅北…区画整理設計）に使われており、2014年度4503万6千円は区画整理設計委託（区画整理基本設計）に使われており、2015年度3676万3千円は区画整理計画委託（区画整理事業化検討委託）に使われており、2016年度2455万円は区画整理業務委託（決定図書作成）及び委託人件費に使われており、いずれも土地区画整理に要する費用である。

第二 両準備組合理事会による星田コミュニティーセンター使用は、準備組合員の意思を確認するための準備組合主催の説明会、総会として使われており、一部地権者の企図する土地区画整理事業推進のためである。一方で、この土地区画整理については現在も同意をしていない地権者が存在する。一方の地権者の企図のみに加担がするがごとき扱いは、市民の平等扱いの原則に反する。平成28年8月28日午前、9月10日午前、11月5日夜、12月17日午前、平成29年1月29日午前・午後、5月18日夜、5月20日午前、7月1日午前に、それぞれ説明会、総会として3階ホールが使われており、ホールの使用料は午前2300円、午後2700円、夜間3400円となっており、計23300円である。これら使用料23300円を準備組合が交野市に支払った書類は存在せず、交野市から準備組合への無償供与である。

第三 星田駅北準備組合に対する不明な公金支出は、一部有志団体への便宜供与にあたり違法であるところ、この費用の弁済を交野市長に求める。

以上の通り、これらの公費の支出は、二つの準備組合が主体となる「土地区画整理事業」のためのものであり、これらの負担は当該区画整理組合が負うべきもので、地方財政法第4条では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の経費の限度を超えて、これを支出してはならない。」と規定しており、公金の不当な支出であるところ、この費用の弁済を交野市長に求めるものである。

交野市監査委員が公正な監査を実施し、交野市長に対して費用弁済、当該両準備組合への費用請求など適切な措置をとることを求めるものである。